

総務委員会会議録

平成22年2月25日(木)

(開会)10:00

(閉会)13:48

委員長

ただ今から、総務委員会を開会いたします。「議案第1号 平成21年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

それでは、議案第1号につきまして補足説明をさせていただきます。配付いたしております「補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、主に国の第2次補正予算に伴う緊急経済対策等の事業を実施するため補正するものでございます。表の一番上になりますが、一般会計で3億3648万2千円を追加いたしまして、補正後の総額を605億5878万1千円とするものであります。

2ページをお願いいたします。補正予算の概要について説明させていただきます。まず歳入の国庫支出金では、一番上になりますが、平成22年度からの制度開始に伴いまして、子ども手当のシステム開発委託に対応する事業費補助金を計上いたしております。その下になりますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、国の第2次補正予算において創設され、交付限度額3億1723万5千円が示されましたので、水路・井堰等の修繕、ため池の改良、護岸かさ上げ工事等の治水対策事業や、公共施設等のきめ細かなインフラ整備に充当するものでございます。なお、記載しております本交付金の交付対象事業費、歳出の欄でも印で「きめ細かな臨交金」と記載しているのが交付対象事業でございますが、この事業費につきましては、執行残等の調整額を含めまして事業費総額で3億3910万円を計上いたしており、全て繰越明許費を設定し実施するものであります。繰入金では、財源調整により財政調整基金を減額するものでございます。諸収入の欄になりますが、産炭地域活性化基金助成金は、広域事業分として事業採択の決定を受けたものであります。市債につきましては、今回補正計上しております起債対象事業費の変更等によりまして増額をいたしております。

次に歳出でございます。最初の障がい者福祉費の各所改修工事、これは市内公共施設におけるオストメイト、オストメイトとはストーマといいまして、人工肛門を装着している方のことをいいますが、その方々に対応するトイレの設置、その方々が使用することができるトイレの設置を行うものであります。生活保護総務費の欄ですが、保護費国庫負担金返還金は、会計検査において指摘を受けました平成19年度以前の返還金・徴収金に係るものでございます。予防費の欄になりますが、新型インフルエンザ予防接種費助成金は、新たに19歳から64歳までの非課税世帯等への接種費用の助成が決定されたことによる増と、既決予算分の接種回数の見直し等による減によりまして、5978万円の減額を行うものであります。3ページをお願いいたします。3ページの一番上になりますが、労働諸費のふるさと雇用再生事業委託料は、地域の求職者の継続した雇用を図る事業で、地元産大豆等を使用した豆腐の販路開拓を行うことで新規の雇用を創出したしまして、併せて地元産大豆の作付けの拡大を図ろうとするため実施するものであります。商工業振興費の欄ですが、小竹天道線外2路線のバス路線維持負担金は、額の確定によりまして補正するものでございます。その下の観光費ですが、筑豊ハイソ敷民有地の時効取得訴訟に伴う弁護士費用といたしまして着手金42万円を計上いたしております。中ほどより下になります災害対策費の欄、ここで全国瞬時警報システム、J-ALERT(ジェイ・アラート)改修事業は、全国的なシステムのバージョンアップに対応するため、県の交付金を活用して実施するものでございます。一番下ほど三つになりますが、農業施設、河川災害復旧、道路橋りょうの各所災害復旧費につきましては、災害復旧工事事務に要する時間

が当初の想定より大幅に超過しているため、時間外勤務手当の追加を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。繰越明許費の「難視聴地域共同アンテナ整備事業補助金」以下20件を掲げておりますが、この20件につきましては、国の第2次補正予算に伴う「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」事業10件の補正予算計上によるもの、及び昨年7月末の豪雨災害復旧工事を優先したことによる事業着手の遅延等々によりまして、年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。一番下の債務負担行為の補正でございますが、県の雇用対策基金事業の「ふるさと雇用再生事業委託料」を平成23年度まで実施することにより追加しております。また、平成21年度分の「農業制度資金利子補給金」につきましては、借入れ実績がなかったことにより廃止するものでございます。以上で、補正予算の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑に入りますが、委員会の会場の関係で、歳出の民生費、11ページから、商工費、12ページまでをまず質疑を受けて、後の12ページから14ページまでは説明員を変更いたしまして質疑に入りたいと思いますので、そのような形で取り計らいしたいと思いますので、ご了承をよろしくをお願いいたします。歳出と歳入と関係がある分は、一緒になさって結構です。それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

11ページの歳出からです。まず3款「民生費」の児童措置費、子ども手当システム開発委託料ですが、これは委託先の決定はどのような方法で行われますか。

児童育成課長

現在、福祉システムはアイネス株式会社と契約をいたしております。今回、子ども手当は現行の児童手当に上乘せした形で支給されます。また、子ども手当の給付対象者を抽出するには既存の住民基本台帳システム等の連携が必要不可欠であるため、4月1日にシステム稼働が条件となる本事業を履行できる業者として、現在の児童手当システムを構築していますアイネスとの随意契約が適切であると考えております。

川上委員

そのアイネスというのはどこの会社ですか。

児童育成課長

福岡市でございます。

川上委員

もともと、アイネスとの契約はどのような方法で決定していたんですか。

情報化推進担当次長

アイネスの契約に関しましては、合併時までさかのぼりますけれども、合併時にどのようなシステムがいいかということで、全システムについて各専門部会を設けまして、専門部会の中で福祉のシステムそのものが、こういったものが一番適切であるかということで考えております。で、この時には1市4町のシステムがこういったものであったかということも考えまして、その時に一番、合併時でも対応できる飯塚市がしておりましたアイネスのシステムをそのまま使って、合併の時に新飯塚市のシステムとして随意契約として開発をしたものでございます。

川上委員

旧飯塚市時代からだということですけど、旧飯塚市が最初にアイネスと契約した時はどのような方法ですか。

情報化推進担当次長

旧飯塚市の場合には6社によるプロポーザルによってアイネスを選考しております。

川上委員

今年度はアイネスとは、ほかにどういう契約を結んでいますか。契約金額も含めてお尋ねします。

情報化推進担当次長

本年度は総合福祉システムという形でしておりますので、総合福祉システムを契約しておりますが、今、契約金額については手元に、今回の補正の中には上がっておりませんでしたので持ってきておりませんでしたので、時間を頂ければ今から契約金額を調べてまいります。

川上委員

じゃあ、少し時間かかっても答弁を求めたいと思います。それで、このアイネスの会社、福岡市にあるということだったんですが、どういう陣容、陣立てになってますか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:13

再開 10:13

委員会を再開します。次に行ってください。答弁保留で。

川上委員

次の、同じく11ページなんですが、4款「衛生費」、予防費の新型インフルエンザ予防接種助成金の減額補正、先ほど説明がありました。それで、非課税分についての措置のことはわかりますけれども、減額のほうがですね、接種回数を2回から1回にしたということですね。これは、いつの段階で2回から1回というふうになったのか、お尋ねをいたします。

健康増進課長

当初は妊婦から、全対象者に関しましては2回接種ということで決定をされておりましたが、その後12月に1回接種でも免疫がつくということでございまして、小児で1歳から就学前は2回、就学前と小学校の低学年は2回、それと小学校の高学年は2回として、それ以外の方は1回に改められています。

川上委員

12月議会の補正には、当然その時期ではなかったということですね。次に、上水道費、水道事業会計補助金1千万円なんですが、これはどういう話し合いで1千万円補助金を出すようにしたのか、お尋ねをしたいと思います。

総合政策課長

今回の臨時交付金の決定の経過でございまして、県で説明会が終了しました後、これは実施計画に基づき交付されるようになっておりますが、その時間的余裕がございましたので、企画調整部・財務部により協議を行いまして、基本的に飯塚市総合計画に基づく事業実施計画に計上されている事業の中で、将来確実に実施予定の事業の中から浸水対策に資する事業とか各公共施設のインフラ整備を中心に、当該交付金の趣旨に合致する、すなわち地元の中小企業・零細事業者の受注に資するような事業として計上しております。

川上委員

それは後で聞こうと思うんだけど、水道事業会計への補助金1千万円、どういう話し合いでこの1千万円を組んだかということを知りたいんです。今の答弁では、話し合いをしていない、上下水道部と、ということになりますけど。あなた方だけで一方的に決めて、1千万円やるので使ってくれということになったんですか。

総合政策課長

事前に上下水道局とは話をして、決定をしております。

川上委員

だから、質問の仕方が悪かったかもしれないけれども、どうい話し合いをしたのか、と。話し合いをしたのは当たり前じゃないですか。どうい話し合いをしたのか、わずか1週間の間に、ということを知っているんです。

総合政策課長

今回の、きめ細かな臨時交付金の歳出に当たりまして、まず上下水道局との話の中では、交付金が出るということは話をしまして、その趣旨がですね、地元の中小企業とか零細事業者の受注に資するという趣旨がございますので、それにのっとった、そしてなおかつきめ細かな整備事業ということで話をしまして、1千万円ぐらいで事業をやっていただきたいということで話を、協議を行いました。

川上委員

じゃあ、あなた方が上下水道部に1千万円配分したということなんですね。そうでしょ。答弁してください。

総合政策課長

上下水道局からの要望もございました。

川上委員

上下水道局は、1千万円という要望だったんですか。1千万円だとすれば、何に使うということで1千万円だったんですか。実施計画、出さないといけないんでしょう。上下水道部はどういことを言われたんですか。

企画調整部長

今回の臨時交付金につきましては国のほうが、一般会計の中にまず入れるというような仕組みになっております。上下水道部、これについては企業会計でございますので、一般会計から企業会計のほうに補助金として繰り出すというような大きな仕組みがございます。その中で当然に上下水道部も、水道の未給水地域、それから下水道につきましても下水道の普及工事というのがございます。そういう観点からしまして、このきめ細かな臨時交付金の使い方としては一般会計で使います、先ほど課長等がご答弁申し上げました事業にも使っていきます。さらには、先ほど申し上げました未給水地域への普及、下水道の普及、ここらあたりの必要性があるということで、総合政策課、それから財務部、それから当局でございます上下水道局、ここと十分に協議した中で、各々1千万円というような形で補助金を出しているわけでございます。

川上委員

市長部局のほうについて、原課に、1千万円やるから仕事してくれと、そういうふうにしたところ、ないでしょ。水道事業のほうで、今、わずかに意味のある答弁があったんだけど、未給水地域対策だと言われましたね。どこの未給水地域対策なんですか、水道事業部が言っているのは。

財政課長

補正予算資料の5ページのほうに、水道事業会計の今回の予算の概要を記載しております。水道事業会計につきましては今回のきめ細かな臨時交付金を活用しまして、津島地区の配水支管の布設工事、これを実施したいということで、一般会計から補助金1千万円を出しまして、事業費としてはそれにプラスいたしまして1650万円で事業を実施したいということで、調整をさせていただいております。

川上委員

そうすると、ここはあなた方が今度、自衛隊に土地を売るという提案をしている付近ですよ。この対策をするのでお金をください、1千万円くださいというふうに水道事業部が言ったんですか。

財政課長

具体的な数字の要望というのはありませんでしたが、このきめ細かな臨時交付金の交付限度額がありますので、全体的な配分の中で総合政策と財務部、それと事業課のほうで予算の配分を決めさせていただいております。

川上委員

今、お話を聞いてると、基本的にあなた方が1千万円の配分をして、それで上下水道事業部が、それならば600万円加えてここの地域の仕事をしようということになったようですね。そういう理解でよろしいですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:24

再開 10:24

委員会を再開します。

財政課長

言われるように、配分の時点では具体的な工事の提示はありませんでしたが、今回交付されるきめ細かな臨時交付金を実施するに当たりまして、まずは治水対策を中心にやりたいと。あとは実施3ヵ年あたりで、財源の都合で実施を見送っている事業、それと、将来的に取り組まなければならない、それこそきめ細かなインフラ整備あたりに使おうということで、その趣旨に基づいて実施していこうということで、先ほど申しましたように全体的な財源配分の調整をさせていただいております。

川上委員

先ほど、臨時交付金の大きい流れ方について縄田部長から説明がありましたけれども、その流れのときに、公営企業の会計のほうにどの程度渡しなさいというようなことが別にないわけでしょ。それで、あなた方はこの水道の1千万円については、深い相談もしないで1千万円と、担当事業部と深くしないで「1千万円」と割り振ったということなんでしょ。違うんですか。

企画調整部長

先ほど答弁しましたように、これは市長部局と、それから上下水道局と相談しまして、金額、上水道が1千万円、下水道は1千万円というような金額で話した結果でございます。

川上委員

実施計画は後で出て来るということなんですね。それで、12ページお願いします。

委員長

ちょっと待って。先ほどの答弁保留の分からいきましよう。先ほど答弁を保留いたしてありました分の答弁をお願いいたします。

情報化推進担当次長

今年度、アイネスと保守委託契約、総合福祉システムの保守点検委託を結んでおります金額が、税を含みまして792万7500円でございます。それから、もう一点お尋ねの規模ですけども、福岡支社は28名でございますが、株式会社アイネスは本社が横浜市にあります。全国12カ所の支店等を持っておりまして資本金が314億5700万円、社員数は1548人でございます。

川上委員

市の仕事をしに来るのは、その会社の正社員が見えてますか。

情報化推進担当次長

そのとおりでございます。

川上委員

この仕事は、昔からアイネスがやってるから今度もアイネスというような話のようすけれ

ども、仕事自体は地元の、ベンチャーを育成してるじゃないですか、いろいろ仕事を頼んでるでしょう、そうしたところでできないですか。

情報化推進担当次長

この総合福祉システムの中には、全部で10個ぐらいのシステムが運用されているシステムでございます、そのノウハウ、それからプログラムに係る知的財産、そういったものはアイネスでございますので、アイネスがどこかに、例えば下請を出すということであれば、私どもに下請の話として上がってくればできる話ではないかと思えますけれども、現在、保守という形の中でハードウェアおよびソフトウェアを全部一括して管理しておりますので、その中で今度新たなシステムの構築という形になりますので、今、委員ご指摘のようなことは難しいというふうに考えております。

川上委員

難しくないと思わぬですよ。あなた、さっき難しいと言ったのは知的財産とか言われまして、それは何のことですか。

情報化推進担当次長

プログラムの中には、その開発者が持っているノウハウをもとに、そのプログラムの中身を作っております。もちろん言語、そういったものについてもその独自の言語で、それからあるいは一般的な言語で書かれておりますけれども、そういったものは、すみません、専門的な話になりますけれども、通常は出てくるプログラムはオブジェクトという形でマシン語の形で出てきてます。そういったものをソースという形で、目に見える形といいますか、人間が読める形のテキストの形で出してこないといけないわけですが、そのテキストについての権利は通常はその会社が作ったもので、保護されておりますので、そういったものをどこか第三者にさせるということであれば、その2社間でそういった権利に関してのいろんな取り決めの中ですということであれば、今、委員のおっしゃるような誰か第三者にさせるということは可能であるというふうに考えております。

川上委員

随契はその企業がそれが得意だからそこに頼むというだけじゃなくて、ほかにないからそこだというのもあるわけですよ。ところが、今言われたように少し工夫すれば、地元の企業でもできないことはない、ルール上のことも含めて言われたでしょ。だから私は、長年このアイネスでやってきてるんで、とにかく自動的に今度もアイネスだという随契のかけ方は非常に安易過ぎるんじゃないかと。地元の業者、企業を育成するというのはずっと言ってるわけですが、考慮もしてないというのはいかがなものかと思うんですね。随契ということを考えてるんでしょうけど、まだ契約は結んでないんでしょう。

児童育成課長

まだ結んでおりません。

川上委員

私はね、この際ほかの分野でも、一旦システム開発をやったからずっと未来永劫飯塚市から仕事をもらえると、こういう特別な臨時的な仕事も来ても、自動的にもらえるというふうに決める必要はないと思わぬですよ。私はこの際、そういう理由でアイネスに随契でやることについてはちょっと保留して、もう一度、地元の業者でできないのか、ルール上のことも含めて検討していただきたいなと思います。これは要望をしておきたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

八児委員

今の子ども手当システム対応事業ですが、いま現在、児童手当というのが支給されておしま

すが、これとの関連というか、どういう状況、違いとかいうのがあれば少し教えていただきたいと思います。

児童育成課長

今の児童手当は所得制限がございます。それと年齢等によって給付金額が違っておりますが、今回子ども手当につきましては中学生以下の子どもに一律13,000円を支給するということになっております。

八児委員

そういうことだそうですが、現政権、民主党は児童手当についてはもう全て反対をしてきております。本当に子どもが心配するのが、これがずっと今後、政権ある限り続いていくのかどうか。本年度1年は13,000円という形になっておりますが、来年から26,000円という形になりますが、そういうシステムについてまた変更等があれば、またシステムの変更等が行われるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

児童育成課長

変更があればシステムの変更も出てまいります。

八児委員

それですね、中身が多少違うのはありますが、今のシステムを変えていくというふうな形にはならないのかどうか、ちょっとその点についてお聞きしたいと思います。

児童育成課長

基本的なベースは変わらないと思います。変更のあった部分についてシステムの改修が行われると思います。

八児委員

そうすることで基本的にアイネスにしなくちゃいけないということもあるわけですが、その点についてお尋ねします。

情報化推進担当次長

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、今使っております児童手当のプログラムの一部改修という形になりますので、そのもとものいろんな著作権であるとか、プログラムのノウハウ、そういったものはアイネスが持っておりますので、今度の子ども手当の改修につきましても、その持っているプログラムの改修という形になりますので、アイネスでということと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

12ページ労働費の、ふるさと雇用再生事業委託料、販路開拓と書いてあります。説明によりますと、3カ年で約3796万円、県の10分の10補助ということなんですが、委託先についてはどうなっておるのか、お尋ねをいたします。

商工観光課長

この事業につきましては、ふるさと創生事業の中に国が示しております分野があり、その中の産業振興分野ということで商工観光課のほうで募集をかけまして公募により選出を、申し出がありました事業を決定をしております。事業者につきましては株式会社YSPということで、市内有井にあります会社でございます。昭和60年6月に設立された会社でございます。

川上委員

Y S、Pですか、Tですか、Pですね。Y S P。これはいつ募集をかけましたか。

商工観光課長

募集につきましては12月の市報、それからホームページで募集をかけております。募集は

ホームページでは11月27日に掲載しまして、12月11日まで15日間の募集期間を設けております。また市報につきましては12月1日号の市報に掲載をしております。

川上委員

雇用効果3人というのはどういう意味になりますか。

商工観光課長

今回の販路開拓で募集する雇用につきましては、雇用人数自体につきましては4名でございますけど、うち3名が新規雇用となります。この事業につきましては平成23年度までで事業が終息しますけれども、事業が終わりました後も継続した雇用ということでの条件になっております。

川上委員

そうすると、3年が終わっても4年目以降も同一の方を雇用するということですか。それとも雇用枠を確保するということですか。

商工観光課長

この事業につきましてはの雇用でございます。原則的に1年以上の雇用が決められておりますので、途中で雇用者が替わるということもあり得るかと思えます。

川上委員

この会社はですね、定款でこの事業を営むことができるようになってますか。定款のどれに該当しますか。

商工観光課長

大変申し訳ありません。手元のほうに定款をちょっと持ち合わせておりませんので。申し訳ありません。

川上委員

それは、手元に資料はないんでしょうけれども、その確認はしたんですか。

商工観光課長

確認は申請時にさせていただいております。

川上委員

じゃあ、あなた方がこれに該当すると考えたことについて、後で答弁してください。お願いします。続けていいですか。

委員長

どうぞ。

川上委員

7款「商工費」、商工業振興費のバス路線維持負担金、3路線の増があります。合わせますと247万円増で、補正後の額では合わせますと2938万円だと思えます。それで、それぞれの収支状況、乗客数の状況、またそれに、その要因ですね。動向の要因。コミュニティバスの影響が考えられるかどうかも含めて、併せてお尋ねします。

商工観光課長

まず乗車の状況でございますけれども、まず小竹天道線、年間に、平成21年度、23万7千人近い方々が乗車されております。平成19年度、約2千人の増加がありまして、20年度に2,645人減少してます。21年度に14,671人、年間でございますけれども、減少している状況でございます。また八木山線につきましては19・20年度と約1万人、それから4千人という増加傾向にございましたけど、今年度約1万人の減少というふうになっております。要因につきましては、確かな要因はちょっとつかんでおりませんけれども、コミュニティバスとの重複はこの路線ではございませんので、コミュニティバスの影響はないものと思っております。ただ、宮田線につきましては平成20年度・21年度で約6,700人の減少でござ

います。これは7月の水害の関係で迂回路をとった影響があるのではないかというふうを考えております。

収支状況でございますけれども、小竹天道線、運行費用が約7500万円、運送収入、これは運賃でございますけど、これが4千万円でございます、約3500万円のマイナスとなっております。また八木山線につきましては運行費用が約2900万円、運送収入が1400万円というふうになっております。あと、宮田線につきましては経常経費が1700万円、収入が約840万円というふうな状況でございます。

川上委員

では、8款「土木費」です。

委員長

ちょっと待って。暫時休憩します。答弁者を入れ替えますので、55分まで休憩いたします。

休 憩 10:47

再 開 10:56

委員会を再開します。

川上委員

8款「土木費」なんですけど、道路橋りょう維持修繕工事費6千万円と道路改良工事3950万円がありますが、これについて、各所ということになっておりますけれども、鯉田工業団地関連のアクセス道路の予算計上がありますか。お尋ねをいたします。

土木建設課長

これにはありません。

川上委員

それでは次に13ページ、9款「消防費」、災害対策費のうちに全国瞬時警報システム改修工事、950万円があります。これについて、発注方法をお尋ねします。

総務課長

現在、扶桑電通株式会社が防災行政無線の施工をしておりますが、この会社との随意契約を考えております。

川上委員

理由をお尋ねします。

総務課長

J - A L E R T (ジェイ・アラート)を接続する際には、親器との接続、改修が必要になってまいりますので、現在の会社を随意契約で想定しております。

川上委員

ちょっとわかりにくいですね。親器との接続が必要な場合は、その会社でないかと駄目ですか。

総務課長

設計の段階から関わっておりますので、このJ - A L E R T、現在「1(ワン)」というのを接続中ですが、これを「3(スリー)」にバージョンアップするわけでございます。従いまして現在、このJ - A L E R T 1について設計施工しております扶桑電通を考えております。

川上委員

今のは随契理由書は通らないんじゃないですか。だいたい、市の職員がこの仕事、できないですか。

総務課長

防災行政無線につきましては、デジタル方式の精密機械でございます。今回、改修の概要と

いたしましては受信機の改造、それから機能の増設、防災行政無線の自動起動機の改修、それから先ほど申し上げました親局でございます防災行政無線操作卓の改修と、諸々のことを行わなければなりません。従いまして、高度な技術力が必要であるというふうに考えております。そういったことで、現在の扶桑電通株式会社との随意契約を想定しております。

川上委員

市の職員の能力不足でできないということなのか、市の職員が少なくて忙しいからできないということなのか、どちらですか。

総務課長

防災行政無線につきましては、非常に専門の高度な技術力が必要だというふうに考えております。また、これは常時あるような事業ではございませんので、職員のスキルといったものも、そういった意味ではなかなか伴わないのではないかと考えております。従いまして、繰り返しになりますが、現在の扶桑電通株式会社との随意契約を考えております。

川上委員

安易じゃないかな、と。もう少し市の職員の能力を高めるとかいうことも真剣に考えていいのではないかと。で、私がそれを見てみないとどのくらい難しいものかわかりませんが、バージョンアップでしょ。そんなに市の職員ができないようなものを、扶桑電通しかできないようなものを作るはずがないですよ。やる気になれば、誰でもとは言いませんけれども、その分野に明るい人であればできるはず、そういうようなものだと思います。それで、地元の業者、先ほどの質問と同じようなことになりますけど、地元の業者では駄目ですか。能力があるわけでしょう。そういう能力のある地元の業者。どうお考えですか。

総務課長

能力の評価と申し上げますと、なかなか難しいところがあるかと思います。ただ、今回の機能の変更というのはかなりの部分にわたっておりまして、簡単にちょっとご説明いたします。本年の1月に国のほうから示されましたシステムの資料によりまして、四点ほどございますが、まず一点目といたしましては気象情報におけます記録的短時間大雨情報、それから土砂災害警戒情報、それから指定河川洪水予報、それから竜巻注意報、こういった諸項目につきまして伝達項目が追加されております。二点目といたしまして、緊急災害情報の新規伝達項目、これについても追加されていると。それから三点目といたしまして、従前、J - A L E R T 1、これ今、施工中のものでございますけれども、これの自動起動機による音声ファイルの再生、これに加えましてテキストデータを受信機で音声に変える機能を追加したということが三点目でございます。それから四点目といたしまして、消防庁におきまして各自治体のJ - A L E R T システムの稼働状況やソフトウェアの更新状況などがL G - W A N (エルジーワン)によりまして確認できるようになるというような四点が、改良される予定になっております。こういった諸々のことを想定いたしますと、私ども技術的な分野、疎いわけでございますけれども、しかし、かなり専門的な、高度な技術が必要で、なかなか市内の民間業者というのでは難しいのではないかと推測しております。

川上委員

その答弁の一番最後の下りですね。「市内の地元業者では対応が難しいのではないかと推測する」でしょう。だから、それはあなたが推測しないで、対応できるかどうか聞けばいいじゃないですか。だから、先ほどから言っているのは、あまりに随意契約というのが安易に使われているんじゃないのか、と。で、扶桑電通は会社、どこですか。

総務課長

すみません、今、手元に資料ございませんが、市外の業者でございます。

川上委員

齊藤市長が誕生して4年間、いろいろ企業誘致で必死に頑張ってきたわけでしょう。実を結んだのもあるし、結んでないほうが多いけど。そういう努力を一方でしながら、地元企業にできる仕事をしてもらおう、もしできないなら、どうすればできるようになるのか、ハードルを越えて、能力をアップしてもらって仕事をしてもらおうというようなことも考えないといけないんじゃないですか。飯塚市がもう20年以上も新産業ということでやってきたでしょう。共産党として批判してきたようなこともありますよ、もちろん。その路線から言えば、もっと真剣にここは考えるべきじゃないですか。市の職員で対応できないのかどうか、最初から駄目とか言うんじゃないで考える、それから、地元のそういう能力を持った企業で対応できないのかどうか考える、私はそういうことを考えることは大事だろうと思います。これは指摘しておきたいと思います。

それから文化会館、10款「教育費」に文化会館費で、各所改修工事が1400万円出ております。それで、臨時交付金対応ということのようですねけれども、臨時交付金がなければ、これはできなかった、やる予定がなかった仕事なのかどうか、お尋ねします。

総合政策課長

この事業につきましては、実施3カ年計画の中には計上しておりましたので、いずれはやるという事業でございました。

川上委員

いずれやるということだったんだけど、12月に指定管理者指定議案が否決されましたね。それで、それとの関わりで出てきたのか、それとも、それとは無関係に出てきたのか、お尋ねしたいと思うんですが。

総合政策課長

指定管理者の件とは関係ございません。

川上委員

指定管理議案が否決になって、翌月の計画ということなんですね。そういうことでしょうか。

総合政策課長

この改修事業につきましては、もともと原課のほうからは上がってきていた事業ということでございます。

川上委員

原課のほうから、いつ上がったんですか。

総合政策課長

実施3カ年計画の中に計上されておりますので、確か私の記憶では平成20年度ぐらいから上がってきたんじゃないかならうかというふうに思っております。

川上委員

いや、そんなこと聞いてなくて、12月に指定管理者の議案が否決になったでしょう。で、きめ細かな臨時交付金というのは1月の提示じゃないですか。あなた方は慌てて、1週間たらずに決めてしまったわけでしょう。だから、1月にあなた方が教育委員会と相談して決めたのではないのかというふうに聞いてるんですよ。

総合政策課長

指定議案の否決とは、全く関係はございません。

川上委員

関係ないってことはさっきから言ってるじゃないですか。だから平成20年とかいう話じゃなくて、1月にこの工事をするというのを決めたんでしょう、ということ聞いてるでしょ。

総合政策課長

この事業を実施計画に計上することにつきましては、本年1月に決定いたしました。

川上委員

それで、この舞台装置のワイヤーロープの取り替えなんですけど、このワイヤーは耐用年限は何年で、何年に今なっておるのか、お尋ねします。

生涯学習係長

平成3年に建物ができておりますので、耐用年数は10年で、現在17年経過しております。

川上委員

それで、耐用年限を7年も超えて、どうして放置しておったんですか。

生涯学習係長

予算の要求につきましてはずっと要求をしております、何とか対応したいと思っておりますけれども、去年、半分だけ修理が終わりまして、また今年度も実施計画に上げさせていただいておりました。

川上委員

これは、切れるとどうということになりますか。ワイヤーが切れると。

生涯学習係長

ワイヤーロープが切れますと、ステージ上の吊りもの、スポットライトなどが落ちる可能性がございます、もし下のほうに人がいれば人的被害が出る可能性もございます。

川上委員

それを、昨年は予算措置があったけれども、残る半分については今年度、予算措置がなかったんですね。

生涯学習係長

予算措置は今回の分はありませんでしたけれども、3ヵ年計画としては計画をさせていただいておりました。

川上委員

今年は絶対そちらのほうは落ちないという保証はないわけでしょ。で、二、三年前に福岡市の博多座の照明器具が落っこちたんですね。そのくらいしか文化会館にお金をかけていないということなんですね。じゃあ、負荷設備コンセント等C型化改修というのはどういうことかお尋ねします。

生涯学習係長

現在、100ボルト・200ボルトの併用のT型のコンセントが入っております。これが主にスポットライトなどの電源のコードになるんですけれども、現在、100ボルトではなくて200ボルトが主流になってきております。それと、保守点検業者のほうから、このコンセントをC型に替えないと、100ボルトを間違えて使用した場合に不備が出て危険があるということも言われておりますので、今回こういうふうな形で上げさせていただいております。

川上委員

同じことなんだけど、これはいつ気が付いたのか、予算措置についてはどういうふうに考えていたのか、お尋ねします。

生涯学習係長

文化会館につきましては保守点検を行っていただいております。その保守点検業者からの報告の中で、このコンセントにつきましても指摘がございました。それによりまして実施3ヵ年のほうで取り替えの計画をさせていただいております。

川上委員

いつですか、指摘があったのは。

生涯学習係長

申し訳ありません。今、手元に資料がないんですけれども、数年前だと思っております。昨

年の保守点検報告書の中でもやっぱり同じような形で依頼が来ておりましたので、今回上げさせていただきます。

川上委員

大変驚くわけですね。文化会館を市民のニーズに応えて充実したいということで、あなた方は指定議案とか出してきたんだけど、その一方ではね、住民サービスにとって安全だとか、決定的じゃないですか。それから、100ボルトしかないわけですかね。何年も前から危険性も含めて指摘があってね、3ヵ年たってできるかどうかというような程度に、この文化会館を放置しておったわけですね。それで、これは、発注はどのように行うんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:15

再開 11:16

委員会を再開いたします。

生涯学習係長

ワイヤーロープにつきましては入札と聞いております。コンセントにつきましては、すみません、今、資料がありませんので申し訳ありません。

川上委員

今度のことについては、きめ細かな臨時交付金ということになっておりますが、ほかに文化会館の関係で急いでやらなければならないけれども総合政策課からの割り振りがこのくらいしかなかったということがなかったか心配なんです。3ヵ年計画の中で急ぐべきというふうに考えるものが、ほかにどのくらいありますか。

生涯学習係長

文化会館の使用に対しまして安心安全という部分の緊急性で考えましたら、このワイヤーロープとC型コンセントで終了いたします。

川上委員

1400万円の予算については、当初予算で計上するべきじゃなかったかというふうに思います。それから14ページ、13款「災害復旧費」関連なんです。時間外勤務手当の増があります。合わせて746万9千円ということになっておるんですけども、増の分だけが時間外勤務手当を出した分、イコールということではないと思いますけれども、関係職員が特に昨年の水害以降ですね、大変な仕事をされたと思います。それで、関係職員の時間外勤務の実情がどういう状況であったか、わかりやすくご説明願いたいと思います。

人事課長

三つの費目に分かれておりますけれども、総合的な分でご説明をさせていただきますと、災害復旧に関わる事業につきましては先に補正も組ませていただいておまして、1月までに完了の見込でございましたけれども、その分が予定どおりに終了せず、2月、3月につきましても時間外が見込まれるということで、今回の補正に至っております。今回の補正につきましては、それぞれ関係職員分の時間外勤務手当を計上させていただいております。その時間数でございますが、農業施設災害復旧費に関連いたしましては、これは平均的な時間でございますけれども、2月の見込、3月の見込につきましては1人当たり80時間程度ということでございます。また、河川維持の分につきましては2月、3月の見込を60時間、それから道路維持のほうでございますけれども、2月、3月平均いたしまして1人当たり30時間程度ということで補正の要求をさせていただいております。

川上委員

農業施設関係で2月、3月80時間ということは、一月に40時間というようなことになり

ますか。

人事課長

先ほど申し上げましたのは一月当たりの時間数でございます。

川上委員

そうすると、一月に80時間、60時間、30時間ということになると、80時間の時間外勤務というのはどういうイメージでおったらいいですか。

人事課長

80時間ということで、かなり勤務時間につきましては長いわけでございます。これについては課のほうとも協議をいたしまして、全庁的に応援体制も取る中で、これは技術職員に限られますが、その中で対応を取っていきこうということで現在考えております。ただ、農業施設につきましては灌漑期ということがございまして、すべての事業について遅くとも灌漑期前までに事業を完了しなければならないという条件がございまして、どうしてもこの時期に時間外勤務で対応する必要があるということで、このような時間数になっております。

川上委員

これ平均ですからね。例えば主任の方だと、どのような勤務になると思われませんか。

人事課長

この分につきましては80時間というと相当数にはなりますけれども、例えば1週間5日ございます。これについて5時から9時まで4時間、仮に勤務するということでも20時間ということになります。それが、土曜日曜もございまして、どういうふうな時間配分になるかということもございまして、土曜日、日曜日、仮に1日出ますと8時間ということもございまして、それが4週続きますと32時間という状況でございます。極力、時間外勤務については減らす努力はしていただくようお願いはしておりますけれども、また日曜日の勤務等についてはほかの日にちに振替というようなことで、8時間を基本に振り替えていただくような措置も取っております。これについても、例えば、取得の期間を延長する等の措置を取っておりまして、職員の健康管理には努めるようにしております。

川上委員

今までゆっくりした勤務を続けていて、さあ2月と3月ね、大変だから頑張らなくちゃということじゃないでしょ。ずーっと、合併前からね、全体としては職員の多くの方々がお密な仕事をしてきてるわけでしょ。合併の仕事、水害、水害でしょ。それで、いろいろ国のほうが制度を変えてね、いろんなバージョンアップだとかリニューアルとかいろんなことを要求してくる。てんてこまいですよ。そして今言われてるのは主に災害ということなんだけど、今でもね、関係の職員の方は大変疲弊していると思います。2月、3月というのは社会的にもいろいろ忙しい時期ですよ。このときに、先ほど「例えば」ということで言われましたけれども、仕事をするというのは大変なことと思うんですね。お金を払えばいいということではないと思うんですよ。そもそも時間外を抑制する条例もつくっておったわけですから。平均80時間というのはおかしいんじゃないですか。どう思われますか。

人事課長

確かにご指摘のとおりだと思います。原課のほうとも協議をいたしまして、例えば職員の時間外勤務を減らす方策として、設計に係る分については民間業者のほうへの委託ができないかというようなことも検討してまいりましたが、期間的な問題、それから災害という特殊要素がございまして、先ほども申し上げましたように、灌漑期までに災害復旧を完了しなければ次年度の農業生産に影響を与えるというような状況もございまして、やむを得ない判断でございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

川上委員

私は、やむを得ないということはないんじゃないかと思うんですよ。ここに出てきている時間外勤務手当についてはこの額ですけれども、必要な額の予算つけてね、特別に予算つけて、経験のある方達がおられるわけでしょ。そういう方々を緊急にお願いして、一緒に仕事してもらおうというようなことが要るんじゃないんですか。そういうことは考えたでしょ。考えた上でそうしないということなのか、一部したのかね、その辺はどうですか。

人事課長

先ほど申し上げましたように、今、ご指摘のありました点についても十分検討はさせていただきました。その検討の中で他課応援というような体制を取って、できる限りの措置は取りましたけれども、どうしても時間外勤務手当についてはやむを得ないということで今回計上させていただいておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

川上委員

私が言ったのは、よその課から応援を頂くということだけでなくね、退職された方だとかおられるじゃないですか。そうした方々にも相談するというようなことは考えたんですか。

人事課長

先ほども申し上げましたが、それも全て検討した結果でございます。

川上委員

どういう検討をして、どういう結果を出したのか聞かせてください。

人事課長

退職者の技術職についての任用を検討すべきではないかということは人事のほうからも課のほうへ申し上げました。ただ、現状につきましては全て電算のシステム化をしております。積算ひとつするにしても、退職者についてはシステムを扱えないと積み上げられないという状況があると。でありますので、システムを扱えない人を雇っても能率が上がらないという話もございました。それじゃなくてシステムにこだわる必要があるのか、紙で計算をして積算をさせるという方法も取れるんじゃないか、そういうところまで詰めましたが、最終的には現役勢力で頑張ったほうが効率が上がるというようなことでございましたので、OBの雇用につきましては断念した経過がございます。

川上委員

都市建設部長、その辺についてはどういう判断をされましたか。

都市建設部次長

先ほど人事課長のほうからいろいろ説明がございましたが、今、退職されたOB、そういった活用の件というのを投げかけられた経緯があります。その中でいろいろ、部内技術職員の課長あたりを集めまして、いろいろ検討しまして、協議をしました。その中で、やはり今すぐできることというのは、やはり今いる職員の中で応援をしていったほうが効率も上がるし、OBを使うことによって現役の職員の意識の問題が、少しく、何と言いましょ、使いづらいというようなところも総合的に判断しました中で、技術職員の中で忙しいところに応援に行っ、何とか完了させたいというふうな調整をしました中で今の状態になっておりますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

川上委員

人事課は「人を増やしたらどうか」と。で、都市建設部長は「要らない」と。で、財政はどう判断するんですか。人事課が提案したように人が増えた場合はお金を出すという考えですか。

財政課長

もしそのような体制をとられます時は、賃金というのを要求していただいて、それを予算化するというような措置になると思います。

川上委員

財政は必要なお金を出すと言ってるわけでしょう。で、人事課は職員の負担軽減を図るためにいろいろ工夫したらどうかと、委託のことも言われました、OBのことも言われたんだけど。それで、仕事がきちんとされないといかんけれども、職員を守るという観点で、もう一度よく関係のところ相談されたらどうですか。とにかくOBが入ってくると使いづらいつか、そんな話じゃなくて、住民のために良い仕事を期日までにするということと、それから職員を守るということで、これだけ財政がお金出すとか言うこと、ないですよ。よく検討していただきたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:33

再開 11:33

委員会を再開します。先ほどの保留分の答弁を求めます。

商工観光課長

失礼しました。YSPの定款の中の「目的」、10番目に食品の販売というのがございますので、これに基づいて販路開拓をしていくということでございます。

川上委員

それでは、歳出以外のことでお尋ねします。6ページの第3表の債務負担行為補正なんですけど、この中に農業制度資金利子補給金を廃止する、と。利用がないので、実績がないので廃止ということなんだろうけど、どうして利用がないのか、お尋ねをしたいと思います。

農林課長

毎年この時期におきまして、年度の利子補給の債務負担行為の補正を行っているわけですが、たまたま今年度につきましては新規の申し込みがなかった、農業制度資金につきましては、ほかにいろんな資金がございまして、そういうものを含めた結果だろうというふうに捉えております。

川上委員

相談件数は何件ですか。

農林課長

窓口はJAと県のほうになるんですが、相談件数的には3件ほどありましたけれども実際の申し込みはなかった、次年度にある可能性はあるということで、この債務負担行為の廃止につきましては、今回計上した分を廃止ということでございまして、制度資金の負担行為自体がなくなるという捉え方ではございません。

川上委員

それはそうなんですけれども、3件相談に行って、なぜ申請にならなかったのか、そこをつかんでますか。

農林課長

全部でございませんが、そのうちの二人につきましては制度資金の利用ができるかということの申し込みであったというふうに聞いております。もう一人につきましては、制度資金を利用しているんな農機具とか、そういうのを購入ということでございましたが、別の事業で購入ができるということで、資金を借りられなかったということをお伺いしております。

川上委員

3件ぐらいだから、だいたい手のひらに乗せて聞かれてるかもしれませんが、例えば家が、自宅がローン返済中であるというようなことで貸せないとか、そういうことはありませんか。

農林課長

そういうことはございません。あくまでも農業経営上の資金でございまして、極端に申し

ますと、いろんな資金がございます、数多く資金がございます。機械とか、農家でございますので納屋とか倉庫とかいうような制度の利用もできます。短期で借りられる場合もございますし、長期で借りられる場合もありますし、今問題なっております後継者育成のための資金、無利子の資金とかいろいろございますので、そういうのも併せて相談の上で、こういう結果になったんだろうというふうに捉えております。

川上委員

なかなか、JAに行っても県に行っても借りにくいという声も聞くんですよ。それで、その場合は、飯塚市の方の場合は市の農林課にも相談してみてくださいというふうに言っていると思うんですよ。同時に、JAとか県とかには、うちはこういう制度を作ってるのになぜ適用がないのかと、一度きちんと聞いたらどうですか。詳しく聞かせてくれ、と。で、制度に何か問題がないのかとか、今頃お金借りて農業の仕事をする気になれないような国の政治があるんだとかいう声があるかもしれませんが、詳しく、いずれにしても把握したらどうかというふうに思います。申請がないのでやめた、来年、同じ分だけは一応計上するというのではもったいない、政策がですね、と思います。

それから10ページの21款「雑収入」の雑入ですが、後期高齢者医療療養給付金負担金返還金3748万円ですね。これについて、どういう理由で返還金になっておるのか、この額はどういう意味か、お尋ねします。

健康増進課長

この返還金につきましては、平成20年度の療養給付費の推定確定額による返還金でございます。この負担金につきましては平成20年度概算で要望しております。今回、20年度分が確定した関係で、多く払ってございましたので返還ということになります。

川上委員

そうするとこれは、まあ、後期高齢者と勝手に行政が言ってるわけですが、75歳以上の方々の受診が減ったということになりますか。

健康増進課長

受診が減ったというよりも、見込みの給付額を多目に見ていた分が、そこまで伸びなかったということです。

川上委員

実績的に言うと、関係の医療費はどうなってますか。

健康増進課長

当初、平成20年度の概算では4707億円を見込んでおりましたけれども、対象事業費として、これは県全体になりますけれども、最終的には4452億円ということで、この減少分を各自治体で按分したということです。

川上委員

これは、医療費が減ったということじゃないんですか。

健康増進課長

そのとおりでございます。

川上委員

250億円くらい減ってるんですね。これは、全部医療費ですか。

健康増進課長

医療費と舗装具等、全部を含めたところでございます。

川上委員

医療費の減について、担当部のほうで理由について考えたことがありますか。

健康増進課長

平成20年度につきましては後期高齢者分だけではなく国保の医療費も減少しております。この減少がこういった理由かというところは、ちょっと今のところ、分析は済んでおりません。

川上委員

後期高齢者医療制度によって、様々な形で高齢者の受診抑制が進んでおるのではないかと、もちろん後期高齢者医療制度だけではなくて全体的な、年金が目減りするとかですね、そういうことで、窓口負担もあるわけですから、病院に行きづらいというような状況になっておるのではないかと思うんですよね。そのようなことは考えられませんか。

健康増進課長

後期高齢者医療制度が始まりまして、個人負担の分につきましては前の老人医療制度と全く変わっておりませんので、医療制度が変わったことに対して病院にかかりづらくなったというようなことは、私のほうでは考えておりません。

川上委員

旧政権時代に国民の批判を浴びて緩和策をいくつか取っていたんですけれども、新政権になってから、もう取れない、予算組みをしないということなので、4月以降ですね、負担が大きくなるんですね。それで、高齢者の医療に関しては、健康については十分な注意が必要だろうというふうに思います。

それから、最後から二つ目ですけど、産炭地域活性化基金助成金についてなんですが、これはもう説明がありました。そこで、本市枠については別ですが、広域枠の中で1785万円使うということなんですが、あとどのくらい申請が広域枠でできそうですか。

総合政策課長

広域枠の額につきましては、今のところの予定でございますが、このJR上山田線跡道路整備事業でこの交付金を頂いておりますが、平成22年度といたしましては1397万2千円を予定しております。

川上委員

それも含めて、あとどのくらい飯塚市としていろいろ申請できそうかということ聞いております。

総合政策課長

先の委員会でもちょっとご説明というか、報告させていただいたと思いますが、平成22年度につきましては産炭地域活性化助成金につきましては鯉田工業団地の取付道路を対象事業といたしまして、申請をしたいというふうに考えております。ただし、額につきましては今のところ不明でございます。

川上委員

県の広域枠というのは限りがあるわけですね。その中で飯塚市がどのくらいまで申請をできそうなのかと聞いてるんですけど、答弁できませんか。

企画調整部長

県の広域枠として、前回お答え申し上げましたように、約25億円という金額でございます。このうちどれくらいがもう既に使われてるのか、ここらあたりを私のほうは詳細には把握いたしておりません。しかしながら、今、本市が考えてるのは、先ほど課長が答弁しましたように、この広域枠としてはJRの上山田線の跡地の事業に対する広域枠、それから平成22年度に考えております鯉田工業団地の取付道路、ここ2本を事業申請したいというふうな考え方を持っております。金額についてはまだ詳細に詰めておりませんので、金額を詳細に詰めた後で22年度の事業申請書という形で提出したいというふうに考えております。

川上委員

県の広域枠にどれくらい申請があって、あるいはどれくらい決定してるかについて、詳細で

なくてもいいんだけど、どのくらいまで、残っているという表現はおかしいかもしれませんが、あると思われませんか。

企画調整部長

私も先だって県のほうに行きまして、どれくらい残ってるのだろうかというようなことをお尋ねしましたが、なかなか県のほうも口が堅うございまして、どれくらい残っているというようなことは申し上げられないということでございます。従いまして、私、想像でどれくらい残っているかもわかりません。

川上委員

答えられないわけじゃないでしょ、県が。このお金はもともと地域のお金じゃないですか。県が預かっているだけじゃないですか。広域枠ということで設定してる額がどの辺までみんな使ったんですかと、さらにどのくらい申請があるんですかと、答えられないわけじゃないでしょ。あなたがきちんと聞いてないからじゃないんですか。それがどのくらいあるかによって、制度の趣旨もあるかもしれませんがね、今言ったようなハードのことばかりじゃなくてね、ソフトの面で工夫ができないかと、そういう発想が持てないかと思うわけですよ。企業が来るあてもないのに三菱の山林買って道を造ります、2億円くださいと言ったら、もしかしたら可能なソフト関係のね、福祉関係に関わることが手を挙げにくいじゃないですか。何かこう、鯉田工業団地のためならいくらでも手を挙げるけれどもということじゃいかんと思う。もう少しこれについてはきちんと、広域枠だから県が判断することとかじゃなくて、もともと地域のお金だと、県が預かっているだけということできちんと考えてね、そのお金の行方はきちんと追いかけて、しかるべく地域住民の福祉の向上のために使えるようにやるべきだと私は思うんですね。だからそういう点でいうと、職務不熱心というふうに思います。

最後に、今年度の補正総額は、市長、65億5378万円にのぼります。540億円から出発したわけですね。7次にわたる補正を組んできたわけですね。日本共産党は無駄遣いが含まれているものには反対もし、住民福祉のために、あるいは災害復旧のためにという点で言えば賛成もしてまいりました。それでこの65億円のうち20億7340万円は災害対策なんですね。残りは、いろんなことがありますけれども、主要には経済対策ということだと思えます。それで、経済対策について65億円の補正のうちいくらになるのか、まずお尋ねします。

財政課長

総額で言いますと18億8500万円ほどになります。3月に地域活性化の生活対策の交付金を補正いたしました。あと6月、9月で経済対策関係と公共投資関係の補正をさせていただいております。

川上委員

そのほかにも経済対策につながるものがあったらと思うんですね。それで20億円近いお金を経済対策ということで打ったんだけど、そういう経済対策についての効果について実感は市長はどうお考えか伺いたいと思います。

財務部長

経済対策の効果というお尋ねでございますが、今申しましたように約18億円程度の予算を計上いたしまして、地元の工事とかそういう地元業者等への発注とかいうことで、予算を執行してまいっております。その中で、今、効果と言われておりますけど、その辺のはっきりした効果の算定ということについては、まだ詳細に把握はいたしておりません。

川上委員

把握しないであなた方は新年度予算案を編成したわけですね。いつ、効果については把握する予定ですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:53

再開 11:54

委員会を再開します。

財務部長

効果の算定について、いつ頃だったらできるかということでございますけど、現時点でいつになったら出せるかということに明確にはお答えできませんので、ご了承願いたいと思います。

川上委員

それでは、委員長の指摘もありましたけど、今回の3億1723万円の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の効果についてはどうお考えですか。

企画調整部長

私のほうから総括的にご答弁をさせていただきます。先ほど財務部長が答弁しましたように、今回、国のほうの経済対策としまして本市には約18億円程度のありがたい交付金が参っております。この交付金を活用しながら地域経済が疲弊している本市におきましてもたくさんの地元の事業者にお仕事を与えると同時に、雇用の創出を生みだしております。従いまして、この地域経済の活性化、それから雇用、そういう部分については、大きなとは言いませんが効果が出てきているというふうに考えております。さらに、今回の補正で3億1700万円という、事業名は地域活性化・きめ細かな臨時交付金でございます。これにつきましても本市のきめ細かな部分に事業を配分いたしております。これによって地域の中小企業者、それから失業者の雇用創出、これにもつながっていくというふうに私は確信をいたしております。

川上委員

リアリティがない。だから、普通のとときは違うわけですよ。特別に大変なときに来た3億円なんですね。これを、国、県もひどいものでね、5日間で実施計画を出せと言うんでしょ。ひどい話だと思いますけれども、しかし、予算を組んだからにはやっぱり効果について考えないといけない。たまには後ろも振り返らないといけない。それで私は、この1年間、全体として20億円近いお金が経済対策で打たれて、それなりの効果があった面もあると思います。一方、鯉田工業団地にいくらお金をつぎ込んだかということを考えるわけですね。そして、5工区のうち一定の工区には市内の業者さんもいるんだけど、下請業者を見ると市内業者さんは特定のところ、ごくごく一部しかないわけですよ。ほとんど外部ですよ。市内でできる仕事も外部に持って行っているわけですね。担当部、担当課の話を聞くと、答弁でもありましたけれども、まともに市内業者を使ってくれと言っていない。文書で指導もしてない。そういうような経済対策を齋藤市政、最終コーナーやってきたと思うんですよ。それで、今後の経済対策についてどうあるべきか。齋藤市長はどうお考えかについてですね、最後にお聞きしておきたいと思います。

市長

これだけ冷え込んでいる経済の中で、鯉田工業団地に20億円近い投資をしたと。そういう効果というのが、まだ完全に鯉田工業団地そのものもでき上がっていませんので、そこに雇用をどうのこうのというのはまだですけれども、事業というのは、やはりそこに投資して、投資したからその次の年にとか、できあがったからということでは、それだけ簡単であれば経済というのは本当に楽なもので、1年かかって2年かかって、そこに営業をかけていって、そしてそれに経済というのがついてくると私は思っております。そういう意味では、これからでき上がった鯉田工業団地に対して、今までもずっとやっておりますけれども、これからもそういう雇用の場をつくり、また、それこそ固定資産税であれ市民税であれというような税収が見込めるような工業団地としての活用をしていかなくはないと思っております。まちも皆さん

も疲弊していることには、十二分に理解していただいたことも私は、理解というよりも感じておられたわけで、今度の4年間に关しましていろんな財源的なものを削減させていただきました。そういうものに対して、私はある程度、もちろん批判もございますけれども、ご理解もしていただいたことも多々あるんじゃないかと思ひながら、この財政的な部分で自分としては皆さんの協力を得てるなというふうに感じておりますし、これから活性化、またこの地域がそういう部分で、市内の経済の活力化に努めて新しい絵を描いていかなければならないと思ひております。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第1号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 12:03

再 開 13:00

委員会を再開いたします。次に、「議案第6号 土地の処分(陸上自衛隊飯塚駐屯地用地)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

管財課長

議案書の5ページをお願いいたします。「議案第6号 土地の処分(陸上自衛隊飯塚駐屯地用地)」について補足説明をいたします。本件土地ですが、庄司の飯塚駐屯地内にあります雑種地で、昭和59年3月1日から九州防衛局と賃貸借契約を締結しております。継続貸付の普通財産であります。今回、九州防衛局から取得要望がありまして、処分をいたすものでございます。面積は21,317㎡で処分価格は6395万1千円であります。ちなみに、1㎡当たり単価は3千円となっております。なお、6ページに位置図を添付いたしております。以上、簡単ではございますが補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

ただ今説明がありましたけれども、賃貸借契約書を資料要求したいと思ひますが、取り計らいをお願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただ今、川上委員から要求があつております資料は提出できますか。

管財課長

提出いたします。

委員長

おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されてるそう

ですので、事務局に配付させます。

(資料配付)

資料の配付は終わったようですので、質疑を許します。

川上委員

昭和59年と言われましたけれども、1984年から相当の年月がたつわけですけれども、これは1年1年の契約更新なんですね、確認をします。

管財課長

そのとおりでございます。

川上委員

それで、最初の契約書と直近のものを出されておるわけですけれども、この土地の位置についてですが、議案の裏に付いております位置図を見ますと、だいたいわかります。近くにミサイル基地があるんですね。この自衛隊に売ろうという土地は、現在何に使われている所ですか。

管財課長

位置図の真ん中の上あたりですが、この手前のほうにミサイルの基地がございます。現在ここは、演習用地として使われております。演習用地といいますか、鉄砲を撃つ演習じゃなくして、自衛隊の訓練用地として使われております。

川上委員

インターネットでこの土地の航空写真を見ますと、多くの部分は空地なんですね。更地になっていて、車が走行した轍というかタイヤの跡が無数についております。それで、ここでどういう演習をしておるのかは承知していますか。

管財課長

承知しておりません。

川上委員

そこで、この土地の貸借契約ではわかりにくいんですが、自衛隊は何の理由というか、何に使うためにこの土地を借用するということになったんですか。つまり、自衛隊がここで演習をしてよいということになっていたのかどうかについてですね、契約上どうかと思うんですが、そのところはどうか。

管財課長

最初の契約書から、昭和59年の3月からですが、賃貸借契約をずっと結んでおります。今回、自衛隊のほうから2月に、陸上自衛隊の飯塚駐屯地用地として貴市の市有地を購入したいという申し出がございました。今、委員言われますように、何に使うかということでの細かい内容については記載がありませんが、賃貸借用地を正式に用地として確保したいという内容でございます。

川上委員

現在地は演習に利用されておる、しかし契約では演習に利用してよいという明記はないわけですね。何のために借りるということは特に書いてない。ただ、賃貸物件の形質の変更というのがありますね、第8条。これによって、賃貸契約を終了しようとするならば、原状回復を求めなければならないわけですけれども、契約時の状態が、どういう状態だったかについては把握していますか。

管財課長

把握をいたしておりません。

川上委員

現在有効なのは改定契約書ということなんでしょうけれども、基本的に最初の契約書の精神は当然に入っているわけですね。この賃貸契約を全部終了するということになるわけですから、

市としては当時の現状がどうで、どのように変わっているのか確認にして、原状回復をきちっと確認できるようにする必要がありますけれども、それについてはどうお考えですか。

総務部長

過去、この貸付地、ここについては採石場がございまして、それで採石場が稼動中については自衛隊へ貸し付けをしていなかったと。採石場が返還されてですね、その後、採石場跡を自衛隊のほうに基地の一部と言いますか、取り囲んでおりましたので、お貸しをしたということでございます。ですから、形状と言われるのは、もともと採石場がございまして、完全な原形復旧はなくて、写真等は残っておりますと思いますが、現在の形状よりも荒れた形状だったというような記憶がございまして。

川上委員

だから問題はですね、全部契約終了するに当たり、自衛隊側と本市が原状回復について話し合いを行ったかどうか、あるいはこれから行う考えがあるかどうかということが大事なんですね。それについてはどう考えてますか。

管財課長

委員言われますように、この土地につきましては最初の面積といたしましては約5万1千㎡ほど貸し付けおりました、平成17年に前の正面玄関あたりの道ですかね、そこが自衛隊の敷地になっておりましたので、奥のほうとの交換をいたしまして、最終的に約2万1千㎡が残っております。これにつきましては、常々自衛隊のほうにも買ってほしいと、賃貸借はいつまでもできませんので。また、自衛隊のほうもぜひ買いたいと、私が来た後も何度かお話しをさせていただきました。その中で、予算がつけばということで、なかなか予算がつかなくて、平成21年度に、年度末ですけど、約1,500万円くらいついたらと、まだ22年度以降については全然未定であるということでございましたので、市としては原状回復というよりも、ぜひ買ってほしいという内容、お互い、防衛局にいたしましてもですね、そういう認識でいたしておりますので、原状回復ということについての意識は、大変申し訳ないですけどありませんでした。

川上委員

この法律行為をそのように扱うことが正しいことですか。ここは明確に原状回復規定があるじゃないですか。買ってもらうなら、基本的には扱わないというのが原則ですからね、扱ってやるかもしれない、扱ってないかもしれない。その確認をしない。買ってもらえるんだったら、仮に扱ってても原状回復しなくていいと、あなた方がそういうふうに言うのであれば、自衛隊とそのような協議をしておらなければならんわけですね。あいまいにしていくというわけにいかないでしょう。相手は国なんですよ。国が地方公共団体と契約を結んでいる。その契約について、双方が忘れてというか、いい加減にして、先に進むということができませんでしょうか。どうお考えですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:12

再 開 13:14

委員会を再開します。

管財課長

委員言われますように、この10条、11条を私も、大変申し訳ないんですけど、朝見まして、今見ましたら、賃貸物件を現状のまま、この契約の終了の際乙に引き渡し、甲は乙に受領書を提出する、甲は飯塚市でございます。乙は現状回復に要する費用があったときは、価格に基づき甲に補償する。ただし原状回復することが著しく困難であると認められたとき、または原状回復しないでも、これを有効かつ合理的に使用することができると認められるときは、甲

の受ける損失を契約終了時の価格に基づき甲に補償するとなっておりますので、当初の現状は私は知りませんでしたけど、当然、原状回復をしないで、そのままこれを市のほうに戻してもらおうときには、その分の補償をするということになっておりますので、この中に含まれるかどうかわかりませんが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

川上委員

総務部長も今朝、契約書を初めて見ましたか。

総務部長

久しぶりに見ました。

川上委員

それですね、自衛隊は借地理由があって借地をしておったと思うんですね。その借地目的は終了したということですか。

総務部長

借地から購入に変わったわけでございますので、自衛隊側の利用についての確保ができるということでございます。

川上委員

そうすると自衛隊は、より深くこの土地に執着して、防衛活動のためにこの土地を使いたいということになるわけですね。借地から取得に自衛隊が踏み込む、自衛隊側の理由は何か、お尋ねします。

管財課長

先ほども申しましたけど、この土地につきましては周りが防衛局の土地になっておりますので、その周辺も防衛局の土地でございますので、その中にある土地でございますので、当然もう自衛隊しか使うことがないということで、私の方は自衛隊のほうに、自衛隊も欲しいということございましたので、売却したということでございます。

川上委員

自衛隊は、なぜこれを取得したいというふうに言ってきたんですか。

総務部長

もともと、先ほど言いましたけれども、自衛隊の基地、これは138km²ほどあるんですけれども、ここの1区画だけがもともと採石場で、当初から自衛隊はこの土地まで利用したかったわけですが、採石場として自衛隊の前に民間の方が採石されておりましたので自衛隊のほうにお貸しすることができませんでした。それで自衛隊のほうで、それがなくなって飯塚市は貸し付けした後、この土地をまず購入の費用がないものですから貸し付けていって、市としては将来的に買って下さいよと要望しておりましたし、自衛隊のほうも将来的には購入するということですからおった土地でございます。

川上委員

自衛隊にとっては必要な土地ということなんだけど、その借地料はいくらですか。

管財課長

平成21年度の貸付料でございますが、60万6,283円でございます。

川上委員

自衛隊にしてみれば、100年分の借地料を飯塚市に払ってまで、この狭いところを取得しないといけない理由があるのでしょうか。私は自衛隊の側にどういう理由があるのかよくわからないわけですよ。いや、あなた方は聞いているはずなんですよ。これこれだから売ってくれと、文書で申し入れがあったんじゃないですか。

総務部長

もともと、過去から飯塚市としては購入をお願いしておったという関係の中でずっと、向こ

うさんの都合で貸し付けを継続してきて、やっと向こうの方が購入ということで段取りができたということで処理が終わったということでございますので。

川上委員

そうすると、自衛隊が申し入れたのではなくて、あなた方が、市のほうが買ってくれと申し入れておったんだと、それがようやく今度実現するんだということなんですか。

総務部長

貸し付けした当初から自衛隊のほうに購入をお願いしておったということを事跡で私も確認しておりますし、私自身、管財課におりました当時、自衛隊に購入の要望をしたこともございます。

川上委員

そうすると文書があるということですね、市には、自衛隊に購入を申し入れた文書が。あるんでしょう。お尋ねします。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:21

再 開 13:30

委員会を再開します。

川上委員

それでは、自衛隊に土地を購入してくれという申し出をしたという答弁がありましたので、その申出書がありますか。

管財課長

今、手元にありますのが、申出書に対しての防衛施設局長からの回答文がございます。

川上委員

その回答文の中で、申し出をしたというのがわかるのであれば、それを資料要求したいと思っておりますので、取り計らいお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねします。ただ今、川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

管財課長

提出できます。

委員長

おはかりいたします。ただ今、川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。準備されていますので配付させます。

(資料配付)

資料の配付が終わりましたので、引き続き質疑を許します。

川上委員

これを見ますと、この馬谷446の1ほかについては、賃貸契約以前に市が購入の申し出を行ってあって、それに対して昭和60年度以降買取取得の要望を陸上幕僚監部に行うという回答なんですね。で、当面の間借用ということなんですね。それで、処分した場合の経済的というか財政的な不利益はないかということをお心配するわけですが、売却益と借地料の関係、それから基地交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、基地交付金がこの中に入るんでしょうけど、その辺のことについてどのように検討されたかお尋ねします。

管財課長

管財課のほうといたしましては、先ほど委員も申されましたように年間60万円の借地料でございますので、100年分でございますし、当然市にとっては不利益はないというように考えました。今申されますように、基地交付金についての協議については、課税課のほうとは協議はいたしておりません。

川上委員

そうすると、基地交付金についての影響額は今、答弁ができますか。

課税課長

基地交付金の算定につきましては、国有財産台帳等の記載価格により計算されて交付されております。平成20年度は1123万5千円、21年度につきましては1125万9千円ということで、今回、これの売買によりまして、算定はできませんが、交付金は増えるものと考えております。

川上委員

私は、これについて担当課どうして検討していないということ自身が問題ではないかと思うんですね。それで、借地料のほしい100年分ということだけで検討したということかもしれませんけれども、ずさんかなど。それから、本格的にこれが自衛隊の土地になると、新しい構造物が、借地では造りにくかったような恒久的な構造物が造られることがないかと思うんですが、それについてはそちらのほうで知り得るところはないですか。

管財課長

大変申し訳ございませんが、そういう確認はいたしておりません。

川上委員

それから、飯塚市が申し入れをして昭和60年度以降買おうかなというようなことがあってから25年たってるんですね。もしや陸上自衛隊が、この借用地の環境を汚染するような物質を放置というか、環境汚染物質をこの中に埋めたとか、飛散させたとかというようなことがあって、この際発覚を恐れて買うというような気配はないですか。

管財課長

私のほうでは、そういう話は全然聞いたこともございませんし、確認もいたしておりません。

川上委員

私は、市民が心配するところだと思います。25年間買わなかったものを今度買うと言ってるわけですから。国はお金が余ってしょうがないという状況じゃないわけでしょう。なぜ買うのかなど。そうするとミサイルの更新、新しいミサイルを配置する長期計画があるでしょう。その関係でこの土地がどうしても必要というようなことは聞いてないですか。

総務部長

聞いておりません。

川上委員

私、今、三つ聞いたんですね。新しい構造物の可能性の問題、それから環境汚染物質の飛散、あるいは埋設。それからミサイルの更新。これはいずれにしても、市民の生活だと安全に大きく関わることなんですよ。これをあなた方が陸上自衛隊に聞いていないということが問題だろうと思うんですよ。聞きましたか。

総務部長

今のは、自衛隊がこの基地に置いてあるミサイルが更新されるかどうかということを探ねたかというお尋ねだと思うんですけど、その件に関しましては、お話のついでにお聞きしたことがございます。自衛隊については今、ミサイルはパトリオットが有名でございますけれども、あれは航空自衛隊でございますし、陸上自衛隊のほうには配備されないということで、現状と

いうお話を聞いたことはございます。それから先ほど委員が言われました危険物質等のお話ですね、こういったことについて私どもから聞いたこともございませんし、そういったことがあるというふうには思ってもおりません。それから、なぜ遅れたかというお話もございましたが、この土地は自衛隊が駐屯地を造った段階で、旧幸袋町時代からできておりました国土調査の図面と現地との差がかなりございまして、市有地と自衛隊の土地が道路敷に入っていると、そういった交換作業、こういったものを平成に入りましてから大規模な測量をかけて訂正をいたしまして、その後交換をして、残った土地について購入をしたという経過がございますので、この土地についてはそういった経過があったということもご理解いただきたいと思います。

川上委員

話のついでにミサイル配備のことについて聞いたと言われましたね。それで私は先に二つ言ってるでしょう。新しい構造物の問題とか、環境汚染物質の問題とか。二十数年前に買ってこれと言いましたと、二十数年前に、昭和60年度以降、予算についても要望しようと言われて、四半世紀たって今度ようやく買うという返事がきたと。この背景には、今言ったような市民の生命財産に関わるようなことがないかどうかについて、聞いてしかるべきだと思うわけですね。ご承知のように日米地位協定の第2条によって、自衛隊基地だけではありませんけれども、特に自衛隊基地は両国政府の合意があれば米軍が使用することができるんですね。いつでも使用できます。この飯塚駐屯地はそういう対象に今もあるし、少しでも施設が充実されるということになれば、その可能性はそれだけ増すということになるわけです。そうしたことも含めて、土地処分については考えるべきだと思うんですね。この米軍の関わりについては考慮されましたか。

管財課長

今言われました件ですが、うちのほうはそういう国防についての私どもの知識も浅うございましたし、そういう話はいたしておりません。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は今回の議案に反対であります。一つは、住民の生命財産に関わる基地の強化について、執行部がその処分の交渉をする際に、そうした観点から事実関係を聞いていない、聞きもしていないということが第一に問題だと思います。それから二点目に、総務部長が土地の賃貸契約書を久しぶりに見たと、管財課長が今朝見たと言われたわけですね。議案を上程してからでも、何日もたつわけですね。こういうずさんなやり方については到底認めるわけにいかないということでありまして。詳しくは本会議で申し上げます。

委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 土地の処分(陸上自衛隊飯塚市駐屯地用地)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減」及び「議案第10号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減」、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

それでは補足説明をさせていただきます。議案書の12ページをお願いいたします。議案第9号、及び13ページの議案第10号の2件につきましては、県内全市町村が加入しております一部事務組合の福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合におきまして、1市2町の新設合併により糸島市が設置されたこと、並びに2町2村が合併により八女市に編入されたことに伴い、両組合を組織する地方公共団体の数の増減を行うことについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。この改正に伴いまして、加入する市町村数は改正前の28市、34町、4村の計66団体が、改正後は28市、30町、2村の計60団体となります。以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第9号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減」及び「議案第10号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第11号につきまして補足説明をさせていただきます。議案書の14ページをご覧ください。本案につきましては、平成22年3月末をもって小郡市・筑前町衛生施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更し、整備しようとするものでございます。具体的な規約の変更点につきましては15ページ及び16ページに新旧対照表を添付しておりますが、別表1及び別表2における小郡市・筑前町衛生施設組合の記載を削除するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。